

氏名(本籍)	ねもと せいじ (東京都)		
学位の種類	博士(文学)		
学位記番号	博乙第1,364号		
学位授与年月日	平成10年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	歴史・人類学研究科		
学位論文題目	奈良時代官僧の研究		
主査	筑波大学教授	文学博士	大濱 徹也
副査	筑波大学教授	文学博士	今井 雅晴
副査	筑波大学教授	博士(文学)	山本 隆志
副査	筑波大学教授	博士(文学)	高桑 守
副査	筑波大学助教授	文学博士	堀池 信夫

## 論文の内容の要旨

本論文は、奈良時代の仏教を規定した官僧の存在形態を個別具体的に検証した作品で、序章・結章をふくめ6章9節と付論から構成されている。

序章は、律令的国家仏教という概念にとらわれ、国家と宗教を二元論的に把握し、イデオロギー論に呪縛された現在の研究視角を問い質し、時代における官僧の所在形態を在地豪族層の動向とかかわらせて分析することで、奈良時代の仏教が担われていた世界の多様性を提示せんとする研究視角をのべたものである。

第一章「奈良仏教と官僧」は、官僧へいたる階梯を僧尼令の条文を厳密に検討することで明確となし、官僧が律令体制の動向に即応して変貌している様相を紹介し、僧侶育成にあたる師僧との関係をとおり、律令体制下で官僧が担われた機能を分析したものである。

第二章「官僧の宗教的性格」は、官僧が祈雨行為などにみられる現世利益的・呪術的志向性を強め、かつ天平年間の国分寺・東大寺大仏建立などにかかわり僧尼令で禁圧されていた布教活動を展開することで、変質していく官僧の宗教的性格を知識結の在り方と関係づけて解析し、律令政府が在地豪族層の精神世界に容喙していく様相を提示したものである。

第三章「律令体制と官僧」は、理念的・学的仏教の護持者として律令政府の仏教観を代弁していた長屋王の死で、蘇我氏以来の現世利益的・呪術的な仏教理解が広く認知されていくこととなり、「小僧行基」が「靈異神験」な高僧となる道が用意されたことを明らかにしている。かつ、律令国家と対峙しながらも、官僧として中央政界に固有の位置を占めていた玄昉と道鏡の足跡を解析することで、律令体制下における貴族・官僧・在地豪族層をめぐる政治的確執を描き出そうとしている。

第四章「官僧像の変容」は、行基の足跡を検証することで、律令体制下を生き行基の実像を明らかにし、行基が「大僧正」となり、その知識結が公認されることで、律令政府が在地豪族層の精神世界をとりこみ、仏教の力によって国家体制を強固にせんとする構図が可能となったと説いている。

結章は、律令政府が造形した官僧像がもつ位相を解析することで、奈良時代の仏教が負わされた世界をあとづけた本論文の総括をなし、仏教者の歴史的存在形態をふまえた信仰の内実を解明する場が用意しえたとし、奈良仏教史研究の新地平を可能とする今後の課題を述べたものである。

付論「高僧伝承の展開—行基伝承を中心に—」は、『日本霊異記』等に限定される僧伝研究の資料的限界を克服すべく、社寺縁起をはじめ行基供養塔などを手がかりに、行基伝承の形成と展開を検討することで、仏教信仰がどのような形で民衆世界に根づいていくかを検証しようとしたもので、文献資料のみでは解析しえない古代仏教の世界、とくに信仰の心意世界にせまるための試論である。

## 審査の結果の要旨

本論文は、日本仏教史の原点ともいべき奈良時代の仏教が負われた世界を個別具体的に解析すべく、僧尼令等の克明な読み直し作業をふまえ、官僧の存在形態を時代に位置づけることで、僧俗峻別のもとに寺院に寓居し、仏道修行に励むのが官僧であるとする僧尼令の秩序が、天平年間に変質していく様相を、律令政府と在地豪族層との関係性のなかで論証した作品として高く評価できる。

その第1は、官僧像がもつ時代的位相を明確にし、僧俗峻別の原理を負わされた官僧が現世利益的・呪術的行為によって盛名をはせていく歴史的意義を解析したこと。

第2は、長屋王事件が天武朝以来の皇親政治の終焉という政治的意味のみならず、律令政府が規定した僧尼令の仏教の体现者・護持者である長屋王に代表される理念的・学的仏教が現世的・呪術的仏教に敗北し、僧尼令の官僧像が変質していくことになった歴史的事件として位置づけたこと。

第3は、玄昉・道鏡・行基の軌跡を解析する作業をなし、在地豪族層の政治的野心と律令政府を担った天皇と貴族層の確執をとおり、官僧が果たした政治的役割を描こうとしたこと。

第4は、行基が「小僧」から「大僧正」となることで、行基の名をかたる知識結が広く展開していくこととなり、律令政府が自立性の強かった在地豪族層の精神的活力を国家のために収斂することが可能になったことを明らかにしたこと。

第5は、国家と宗教という枠組に規定されたイデオロギー論に終始しがちな日本仏教論に対し、歴史的存在形態としての僧侶の所在形態と信仰の内実を問い質す視点を提示し、高僧伝承がもつ意味を資料論として検討しようとしたこと。

本論文は、奈良時代における官僧の存在形態を政治文化の在り方とかかわらせ、真正面から解析しようとした作品として高く評価しうるものの、若干の問題も残されている。第1は、官僧を規定した仏教信仰への言及はみられるものの、現世利益的・呪術的行為に大きな役割を果たしたと思われる道教・陰陽道などの世界を検討する眼を意識的にさけていること。第2は、僧侶が「霊異神験」を身につける上で欠かせない山林修行と神仏習合的世界を視る眼が弱いこと。

本論文は、これらの課題が残されているものの、日本仏教史研究の原点ともなる奈良時代の仏教を規定した官僧像につき、律令政府と在地豪族層の関係性をふまえて解析し、官僧の歴史的位相を具体的に論じた作品として、学界に寄与すること大なる博士論文と認めることができる。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。